

第4章 各整備手法の事例・留意点

第3章に掲げた施設を整備するに当たって、各整備手法の留意すべき点及び実施事例等を整理すると以下のとおりである。

(1) 国立大学法人等が直接実施する整備手法

- ・国立大学法人等が、民間金融機関からの借入、他府省及び地方公共団体等の補助金の活用並びに寄付金の募集等による資金調達を行い、施設整備を行う。

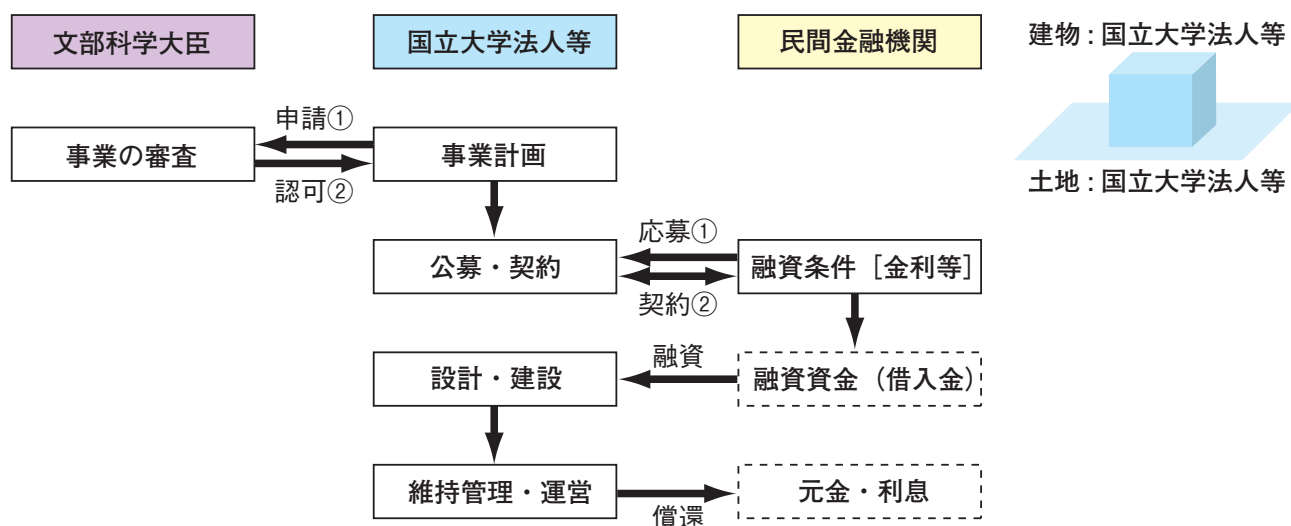
① 長期借入金による整備(国立大学法人及び大学共同利用機関法人)

ア. 事業概要

- ・民間金融機関等からの長期借入金を活用し、宿舍、動物病院、産学連携施設等を整備し、賃料や施設使用料等により償還を行う。

(参考)関係法令等(第1章(2)①ア参照)

- ・国立大学法人法第33条、第34条、第36条等
- ・国立大学法人法施行令第8条



長期借入金による整備のイメージ

イ. 特徴、検討課題

● 特徴

- ・当該事業により整備した施設を用いて行われる業務に係る収入をもって、借入金の償還及び利息の支払いを行う。
- ・文部科学大臣の認可が必要である。

● 検討課題

- ・借入計画の作成に当たっては、例えば以下に掲げる事項などについて、多角的な面からの検討が必要である。

- ①金利見直し(10年固定金利後の見直し等)
- ②償還方法(月賦、年賦、据置き等)
- ③入居ストレス(経年による入居率減) 等

ウ. 留意点

(企画・整備手法選定段階)

- ・長期にわたる債務を負担することから、責任体制を明確にし、将来需要等を踏まえた借入計画及び償還計画を策定することが重要である。
- ・借入れ時期により金利が変動することから、資金計画について十分に検討することが重要である。
- ・借入金額の設定に当たっては、償還確実性の観点から、目的積立金等の自己資金を充当するなどの検討を行うことも重要である。
- ・文部科学大臣の認可等の手続きが必要である。(詳細は「国立大学法人法施行令第8条第3号の長期借入金の借入れの認可申請の手引き」(平成20年11月)を参照)

(公募・契約段階)

- ・金融機関が応募できる環境を整えることができるよう、事前に可能な範囲で情報提供を実施するとともに、公示から提出期限までの期間を十分に確保することが重要である。
- ・借入期間途中での金利見直し等についての考え方を整理することが重要である。
- ・契約金利は、市場金利の動向に影響を受けるため、開札日と融資実行日を可能な限り近い日に設定する必要がある。このため、事前に必要書類を準備するなど、手続きの迅速化を図ることが有効である。また、その際、契約までの期間が短期間となることから、契約内容について大学側が一方的に不利な内容とならないよう、留意することが必要である。

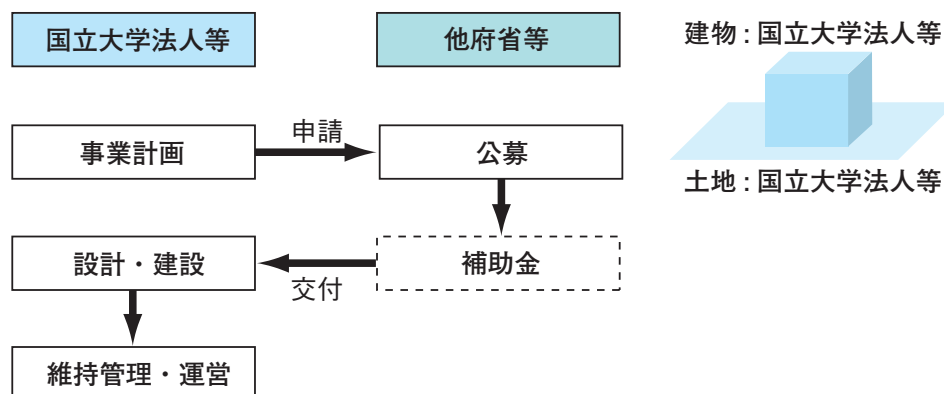
<参考：先行事例>

- 豊橋技術科学大学(52頁参照)
 - 用 途：学生宿舎
 - 構造・階数：RC造、地上6階
 - 延床面積：1,998㎡
 - 整備手法：長期借入金による新築整備
- 大分大学(53頁参照)
 - 用 途：学生宿舎
 - 構造・階数：RC造、地上5階
 - 延床面積：6,567㎡
 - 整備手法：長期借入金による改修整備

②他府省等の補助制度の活用による整備

ア. 事業概要

- ・文部科学省以外の各府省や関係機関の補助金等を活用し、国立大学法人等が施設を整備する。



他府省等の補助制度の活用による整備のイメージ

イ. 特徴、検討課題

● 特徴

- ・事業資金の負担が少ない。
- ・文部科学大臣の認可を必要としない。

● 検討課題

- ・当該補助金の補助目的の達成に留意することが必要である。
- ・一般的には全額補助ではないことが多いため、補助金以外に自己財源が必要となる。このため、自己財源の手当や申請のタイミング等について十分な検討をすることが重要である。

なお、埋蔵文化財調査や支障物撤去・外構工事等の費用は補助対象外となる場合もあることから、事前に確認が必要である。

- ・中長期的に必要となる改修や維持管理、運営業務に係る費用負担について、事前に検討することが重要である。

ウ. 留意点

（企画・整備手法選定段階）

- ・用途の転用等を行う場合には、補助金の返還が必要となる可能性があるため、将来需要について十分に検討することが重要である。

（公募・契約段階）

- ・他府省等の補助金による施設整備を行う場合、補助金適正化法や当該補助金の交付要綱等の定めるところにより、適切に事業を実施することが必要である。

- ・補助金の額の確定及び入金時期が事業者への支払い時期以降となる場合があることから、必要に応じ、立て替え資金についての検討を行うことが必要である。

<参考：先行事例>

○信州大学(54頁参照)

用 途：産学連携施設

構造・階数：SRC造・6階建

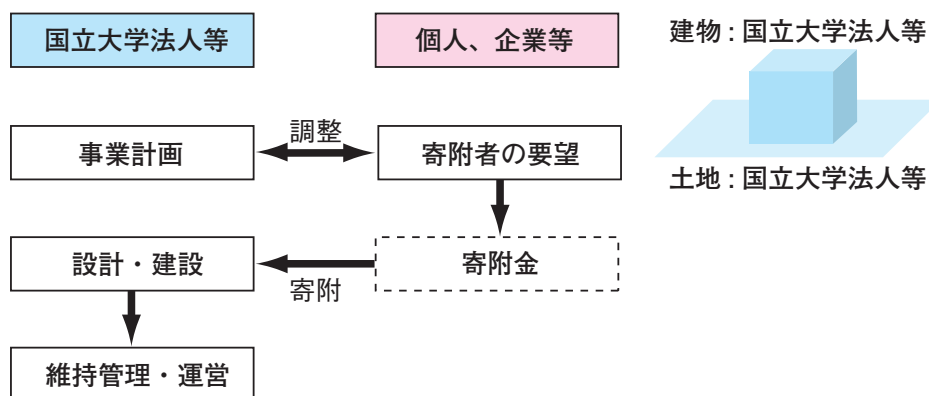
延床面積：4,800㎡

整備手法：経済産業省補助金を活用した整備

②個人・企業等からの寄附による整備

ア. 事業概要

- ・個人や企業から寄附金を得て、国立大学法人等において施設を整備する。
- ・また、個人や企業が土地・建物等を国立大学法人等に対して現物寄附する場合がある。（この寄附の場合には、一般的に寄附者が設計、建設を実施する。）



※現場寄附の場合については、一般的に寄附者が設計・建設を実施する。

個人・企業等からの寄附による整備のイメージ

イ. 特徴、検討課題

● 特徴

- ・事業資金の負担がない。
- ・文部科学大臣の認可を必要としない。

● 検討課題

- ・維持管理、運營業務の費用負担を事前に検討することが重要である。

ウ. 留意点

（企画・整備手法選定段階）

- ・基金等を創設して寄附金を募る場合には、現状施設の問題点や課題、解決策を整理した寄附金の趣意書を作成することが有効である。
- ・寄附者の要望（施設の内容、デザインなど）について、キャンパスマスタープランを踏まえ、事前に十分に把握し調整を行うことが重要である。その際、施設規模によっては、他の施設との合築の可能性についても検討することが重要である。
- ・現物寄附の場合についても、寄附者の要望（デザインや色彩など）とキャンパスマスタープランとの整合性について、事前に調整を行うことが重要である。
- ・寄附に関する税法上の取扱い及び税務手続きに関し、寄附スキームの構築段階から、各種ケーススタディを行うことが重要である。また、必要に応じ寄附者や税務当局と協議することが有効である。

- ・ 寄附者の税制優遇措置を受けるための事務手続き等への協力を行うことが重要である。

<参考：先行事例>

○神戸大学(55頁参照)

用 途：教育研究施設

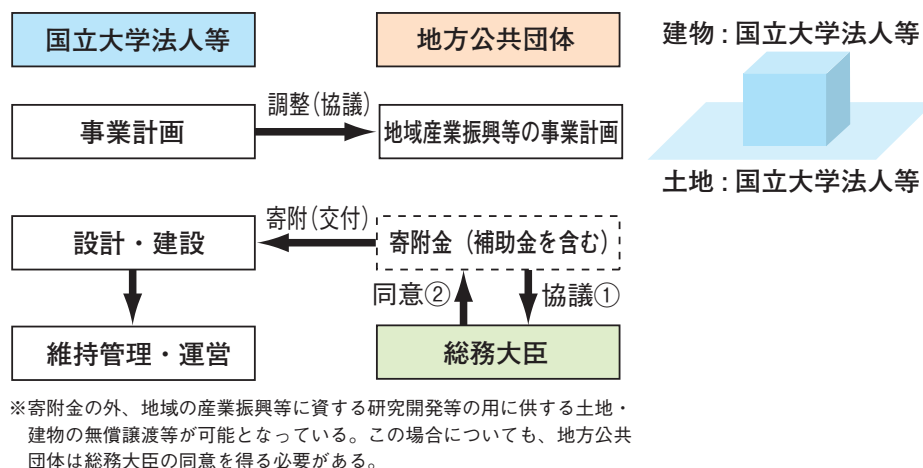
構造・階数：S造・地上4階

延床面積：1,130㎡

④ 地方公共団体からの寄附等による整備

ア. 事業概要

- ・ 地方公共団体の寄附金(補助金を含む)を活用し、各国立大学法人等が施設を整備する
- ・ 地方公共団体が地域の産業振興等に資する研究開発等の用に供する土地・建物等を国立大学法人等に対して寄附等を実施する。



地方公共団体からの寄附等による整備のイメージ

イ. 特徴、検討課題

● 特徴

- ・ 事業資金の負担が少ない。
- ・ 文部科学大臣の認可を必要としない。
- ・ 地方公共団体が行う寄附・無償譲渡については、総務大臣の同意が必要である。

● 検討課題

- ・ 補助金の場合は、当該補助金の補助目的の達成に留意する必要がある。
- ・ また、一般的には全額補助ではないことが多いため、補助金以外に自己財源が必要となる。このため、財源の確保や、それに伴う補助金申請の時期等について十分な検討を行うことが重要である。
- ・ なお、埋蔵文化財調査や支障建物撤去・外構工事等の費用は補助対象外となる場合もあることから、事前に確認が必要である。
- ・ 維持管理、運営業務の費用負担を事前に検討することが重要である。

ウ. 留意点

(企画・整備手法選定段階)

- ・ 寄附金により施設整備を行う場合は、地方公共団体の総務大臣の同意を得た要望内容に沿った整備を行うことが必要であるため、要望内容について事前に十分な意見交換を行うことが重要である。

(公募・契約段階)

- ・地方公共団体から補助金の交付を受けて、施設整備を行う場合は、地方公共団体が要綱等において定める手続きに則り適切に実施することが必要である。

<参考：先行事例>

○秋田大学(56頁参照)

用 途：PET-CT棟

構造・階数：RC造 地上1階

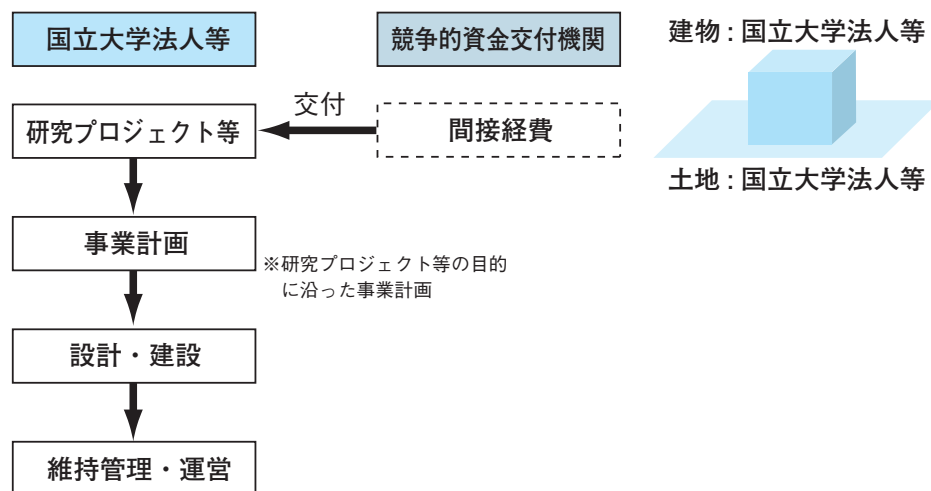
延床面積：110㎡

整備手法：PET-CTに係る施設費が、県より「がん診療機器等整備事業費補助金」として交付。
(事前に総務大臣に協議を実施)

⑤間接経費による整備

ア. 事業概要

- ・競争的資金の間接経費は、管理部門及び研究部門に係る経費として、施設整備に充当することが可能となっている。



間接経費による整備のイメージ

イ. 特徴、検討課題

● 特徴

- ・研究内容と合致した迅速な施設整備が可能である。

● 検討課題

- ・競争的資金の要綱等に沿った整備を検討することが必要である。
- ・キャンパスマスタープランとの整合を図るよう計画することが重要である。
- ・維持管理、運営業務の費用負担を事前に検討することが重要である。

ウ. 留意点

- ・間接経費の執行に当たっては、施設整備への充当を含め、実態に即した検討を行うことが重要である。
- ・新增築を行う場合には、事業終了後の施設の取扱いについて検討することが重要である。

<参考：先行事例>

○東京大学(57頁参照)

用 途：研究施設

構造・階数：RC造 地上6階

延床面積：6,000㎡

整備手法：学内資金により施設整備を行い、受託研究費で返済。

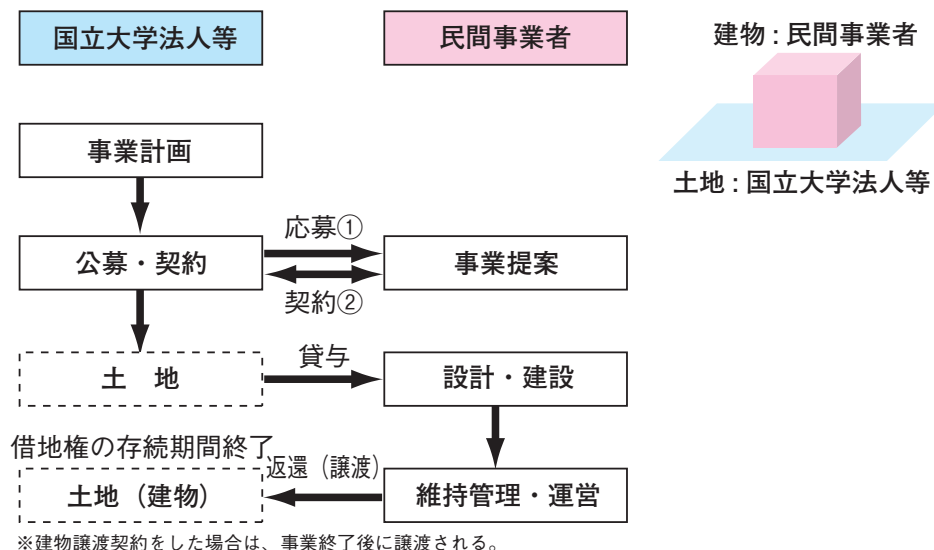
(2)民間事業者等が実施主体となる整備手法

- ・民間事業者が実施主体となり、設計・建設、維持管理・運営を行う。
- ・地方公共団体が、地域産業振興等を目的として産学連携施設等の設計・建設、維持管理・運営を行う。

①定期借地権による整備

ア. 事業概要

- ・国立大学法人等の土地の一部に「定期借地権」を設定し、民間事業者に土地を貸与する。
- ・民間事業者は、設計・建設を行った後、賃料や事業収入により建設費の償還を行うとともに、維持管理、運營業務を実施する。
- ・建物譲渡特約付定期借地権(30年以上)の場合は、借地権の存続期間終了後、国立大学法人等が当該建物を相当額で買い取る。
- ・一般定期借地権(50年以上)、事業用定期借地権(10年以上50年未満)の場合は、借地権の存続期間終了後、原則として、民間事業者は更地にして土地を国立大学法人等に返還



定期借地権による整備のイメージ

(参考)関係法令等

● 借地借家法

- ・第22条 一般定期借地権
- ・第23条 事業用定期借地権
- ・第24条 建物譲渡特約付定期借地権

※第23条の事業用定期借地権は、居住の用に供するものには設定できない。

イ. 特徴、検討課題

● 特徴

- ・原則として、賃料や事業収入により事業費を回収する。
- ・文部科学大臣の認可を必要としない。

● 検討課題

- ・土地利用が長期にわたり拘束されることに留意することが重要である。
- ・信用力のある民間事業者を選定することが重要である。
- ・空室が生じた際のリスク分担について、整理することが重要である。

ウ. 留意点

(企画・整備手法選定段階)

- ・施設の性能・規模、維持管理業務の水準、運営業務の範囲を明確にすることが重要である。
- ・国立大学法人等の土地の一部に定期借地権を設定する場合、定期借地権を設定する土地の建築基準法上の取扱い等について、関係機関との事前協議を行うことが重要である。
- ・国立大学法人等が定める土地等の貸付規程に基づき、定期借地権を設定する土地の貸付料を定めるとともに、貸与した土地に課せられる固定資産税相当額の負担を明確にすることが必要である。
- ・借地権の存続期間を、事業費の償還期間や施設の耐用年数等を勘案し借地借家法に基づき適切に設定することが重要である。
- ・入居対象者、規模、費用負担などについては、第1章(2)②(10頁参照)で示した文部科学省事務連絡を踏まえ、国立大学法人等の特性に配慮することが重要である。
- ・国立大学法人等の敷地の一部を民間事業者に貸与する形態となることから、事業実施の経緯や必要性、国立大学法人等の関わり方等を整理することが重要である。

(公募・契約段階)

- ・事業用定期借地権については、公正証書による契約が必要である。
- ・長期的な契約となるため、借地料不払い、事業内容の改変等が有った場合など契約解除の条件を明記することが重要である。
- ・事業期間中に生じる費用負担等を勘案し、借地権の存続期間設定の考え方を整理することが重要である。
- ・施設の一部を国立大学法人等側が使用する場合は、賃貸借契約の締結についても検討を行うことが重要である。
- ・要求水準書は、民間の創意工夫が最大限発揮されるよう性能規定として整理することが重要である。作成に当たっては、曖昧な表現を避け、民間事業者が達成すべき性能等の数値を用いるなど可能な限り客観的な基準を用いることが重要である。また、仕様規定を盛り込む場合には、「固定仕様」と民間事業者からの代替案を可能とする「参考例としての仕様」を明確に区分することが重要である。
- ・維持管理・運営に関して、モニタリングの実施方法と判断基準を定めるとともに、状況報告を定期的に行うことを契約条件に盛り込むことが有効である。

<参考：先行事例>

○長崎大学(58頁、59頁参照)

用 途：留学生宿舍

構造・階数：軽量鉄骨造・3階建(A棟)、2階建(B棟)

延床面積：925㎡、375㎡

整備手法：建物譲渡特約付定期借地権(期間30年)

検討開始時期：平成20年9月

公募広告：平成21年5月

運用開始：平成22年4月(B棟)、平成22年10月(A棟)

宿舍料：19,275円(別に、共益費相当1,225円は大学負担)

賃 料：A棟：1,230千円/月、B棟：492千円/月(一括借上げ)

用 途：職員宿舍

構造・階数：軽量鉄骨造・3階建(2棟)

延床面積：1212㎡、1201㎡

整備手法：建物譲渡特約付定期借地権(期間30年)

検討開始時期：平成20年9月

公募広告：平成21年5月

運用開始：平成22年4月

宿舍料：46,000円～69,500円

最低収入補償額：大学が入居保証90%(満たない場合は大学が補填)

○北海道大学(60頁参照)

用 途：研究施設

構造・階数：RC造・5階建

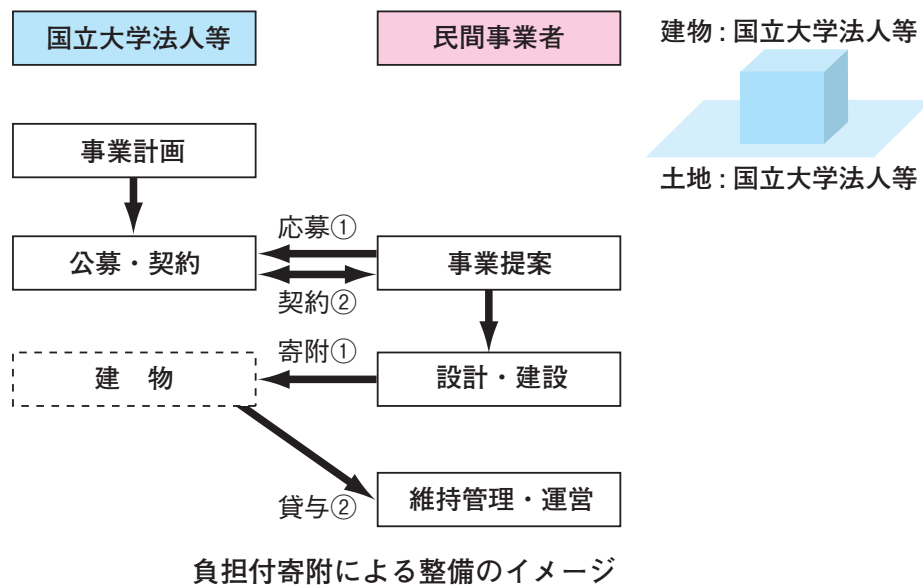
延床面積：2,793㎡

整備手法：事業用定期借地権(期間20年)

②負担付寄附による整備

ア. 事業概要

- ・ 国立大学法人等の敷地に民間事業者が施設を建設し、完成後、一定条件の下、民間事業者から施設の寄附を受ける。
- ・ その寄附を受けた施設を事業者に貸与し、民間事業者が賃料や事業収入により建設費の回収を行うとともに、維持管理、運営業務を実施する。



イ. 特徴、検討課題

- 特徴
 - ・ 原則として、賃料や事業収入により事業費を回収する。
 - ・ 文部科学大臣の認可を必要としない。
- 検討課題
 - ・ 信用力のある民間事業者を選定することが重要である。また、民間事業者は、現物寄附を行う建物を担保に借入れを行うことができないため、資金力のある企業など参加企業が制限されることに配慮することが重要である。
 - ・ 空室が生じた際のリスク分担について整理することが重要である。

ウ. 留意点

（企画段階）

- ・ 施設の設計・建設、維持管理業務、運営業務の範囲を明確にすることが重要である。
- ・ 入居対象者、規模、費用負担などについては、第1章(2)②(10頁参照)で示した文部科学省事務連絡を踏まえ、国立大学法人等の特性に配慮することが重要である。

（公募・契約段階）

- ・ 長期的な契約となるため、民間事業者が負担することとした費用（施設借料等）の不払い、

事業内容の改変等があった場合など契約解除の条件を明記することが重要である。

- ・要求水準書は、民間の創意工夫が最大限発揮されるよう性能規定として整理することが重要である。作成に当たっては、曖昧な表現を避け、民間事業者が達成すべき性能等の数値を用いるなど可能な限り客観的な基準を用いることが重要である。また、仕様規定を盛り込む場合には、「固定仕様」と民間事業者からの代替案を可能とする「参考例としての仕様」を明確に区分することが重要である。
- ・維持管理・運営に関して、モニタリングの実施方法と判断基準を定めるとともに、状況報告を定期的に行うことを契約条件に盛り込むことが有効である。

<参考：先行事例>

○横浜国立大学(61頁参照)

用 途：留学生宿舍

構造・階数：RC造・6階建

延床面積：8,500㎡

整備手法：負担付寄附

検討開始時期：平成18年12月

公募広告：平成20年6月

運用開始：平成22年8月

宿 舎 料：学生用41,000円(共益費込み)

研究者・職員用75,000円～116,000円

最低収入補償額：大学は入居保証を行わず、事業に係る費用負担を行わない。

○香川大学(62頁参照)

用 途：学生宿舍

構造・階数：鉄骨造・3階建

延床面積：1,430㎡

整備手法：負担付寄附

検討開始時期：平成20年11月

公募広告：平成21年7月

運用開始：平成22年4月

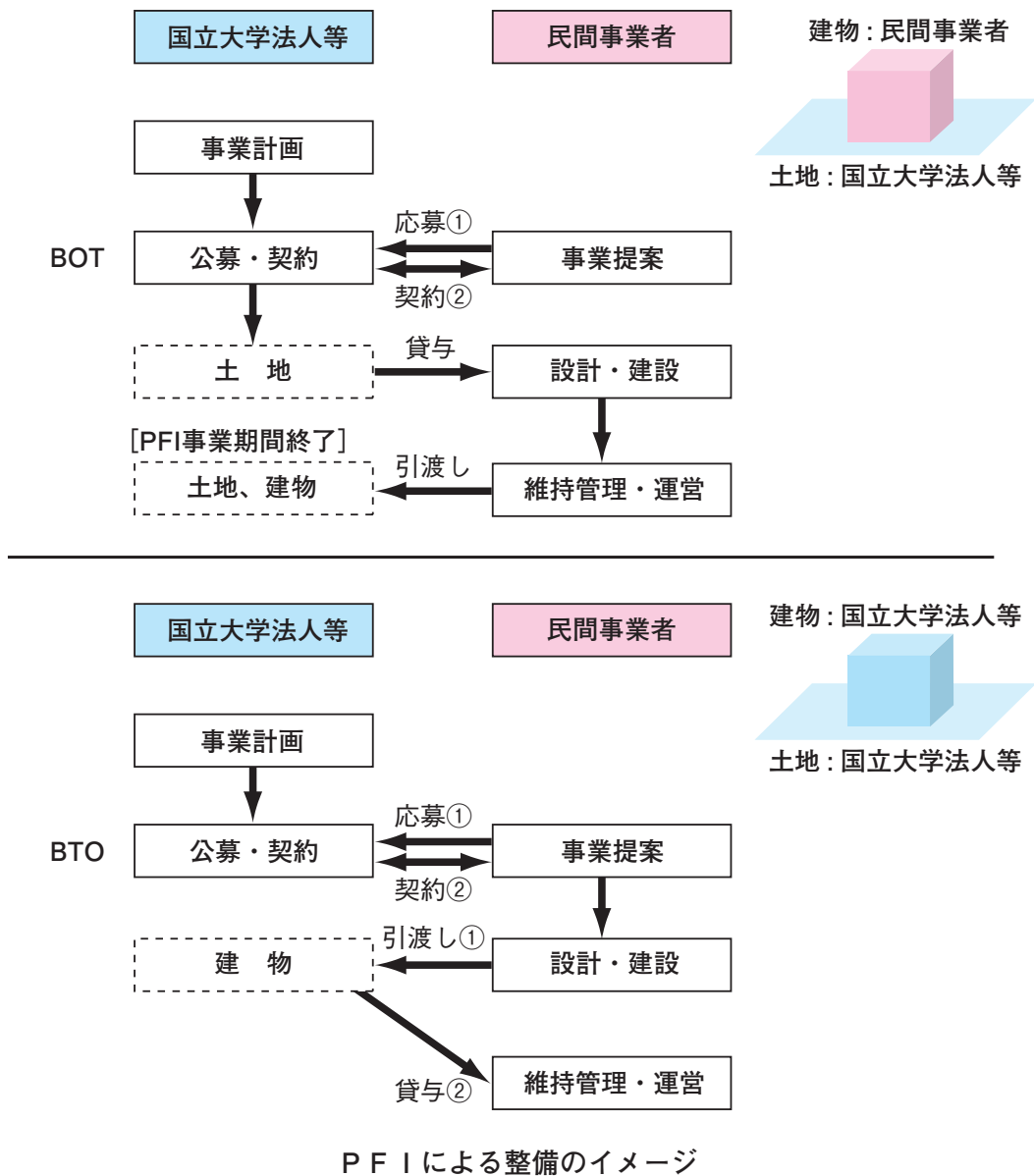
宿 舎 料：25,770円(共益費込み)

最低収入補償額：大学が入居保証95%(満たない場合は大学が補填)

③ PFIによる整備

ア. 事業概要

- ・民間事業者が「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)」に基づき、施設の設計、建設、維持管理及び運営を行い、利用料金収入等の受益者からの支払いによって事業費を償還する。整備した建物の所有形態により、BOT(Build-Operate-Transfer)とBTO(Build-Transfer-Operate)の事業スキームが考えられる。



(参考)関係法令等

- ・民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律

イ. 特徴、検討課題

● 特徴

- ・民間のノウハウを活用した質の高いサービスの提供が期待できる。
- ・受益者負担型PFI事業では、原則として、施設使用料等により、事業費を回収する。

- ・ P F I 事業としての適正を判断するためには、国立大学法人等が自ら実施する場合の事業期間全体を通じた費用の見込額の現在価値「P S C (Public Sector Comparator)」と、P F I 事業として実施する場合の事業期間全体を通じた費用の見込額の現在価値「P F I 事業の L C C (LCC : Life Cycle Cost)」の比較等により算出される「V F M (Value For Money)」により、事業コストの削減効果等の評価を行うことが必要である。

● 検討課題

- ・ 国立大学法人等において、調整機能を有する推進体制の確立が重要である。
- ・ 将来の需要の見込みが困難又は変動が大きい事業の場合は、ニーズ調査の分析や収支計画等の作成において、十分な検討を行うことが重要である。

ウ. 留意点

(企画・整備手法選定段階)

- ・ P F I 導入可能性調査により、P F I 事業の適性について評価を実施する。

(公募・契約段階)

- ・ 民間事業者の選定手続きを行う際の流れは以下のとおり。^{*7}

- ①実施方針の策定、公表
- ②特定事業の評価・選定、公表
- ③要求水準書等の公表、民間事業者との対話・修正
- ④入札公告
- ⑤質疑回答(書面)
- ⑥概要提案等による事前資格審査・競争参加資格の確認
- ⑦資格審査における概要提案の評価結果の説明
- ⑧対面での対話(応募者別説明会等)
- ⑨質疑回答(書面)
- ⑩入札、落札者の決定、契約の締結

- ・ 要求水準書は、民間の創意工夫が最大限発揮されるよう性能規定として整理することが重要である。作成に当たっては、曖昧な表現を避け、民間事業者が達成すべき性能等の数値を用いるなど可能な限り客観的な基準を用いることが重要である。また、仕様規定を盛り込む場合には、「固定仕様」と民間事業者からの代替案を可能とする「参考例としての仕様」を明確に区分することが重要である。
- ・ 維持管理・運営に関して、モニタリングの実施方法と判断基準を定めるとともに、状況報告を定期的に行うことを契約条件に盛り込むことが有効である。
- ・ 契約については、内閣府「PFI事業契約に際しての諸問題に関する基本的考え方」等を参照し作成することが重要である。

^{*7} 「PFI事業に係る民間事業者の選定及び協定締結手続きについて」(平成18年11月22日民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ)

<参考：先行事例>

○東京大学(63頁参照)

用 途：教育研究施設

構造・階数：RC造 地上9階、地下1階

延床面積：約26,000㎡

事業構造：サービス購入型(BTO、BOT)

○神戸大学(64頁参照)

用 途：自走式立体駐車場(355台)

構造・階数：S造 3層4段

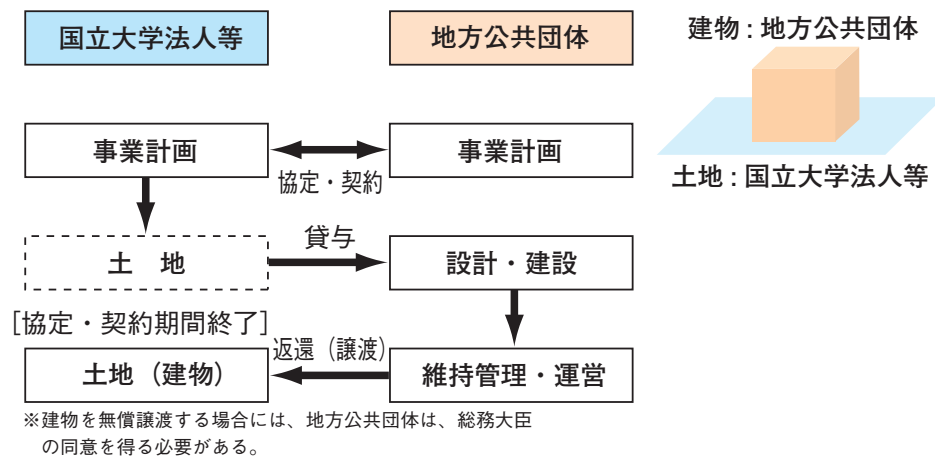
延床面積：7,440㎡

事業構造：受益者負担型(BOT)

④地方公共団体との連携による整備

ア. 事業概要

- ・地方公共団体に対して土地を貸与し、地方公共団体が産学連携施設等の建設・運営を実施する。



地方公共団体との連携による整備のイメージ

イ. 特徴、検討課題

● 特徴

- ・事業資金の負担が少ない。
- ・文部科学大臣の認可を必要としない。

● 検討課題

- ・地方公共団体が整備する施設について、国立大学法人等の関わり方や国立大学法人等の土地に整備を行う必要性等について整理することが必要である。

ウ. 留意点

（企画・整備手法選定段階）

- ・地方公共団体に貸与する土地の貸付料、当該施設を国立大学法人等が借用する場合の借料などの費用負担について、協議を行うことが重要である。
- ・事業終了後、建物の取り扱い（国立大学法人等への譲渡、解体撤去等）について、協議しておくことが重要である。
- ・地方公共団体の要望とキャンパスマスタープラン等との整合性について、事前に十分な調整を行うことが重要である。

<参考：先行事例>

○北海道大学(65頁参照)

用 途：産学官交流プラザ

構造・階数：RC造、地上3階(教育研究施設と合築)

延床面積：約382㎡(函館市の区分所有部分)

整備手法：北海道大学と函館市との合築造により施設を整備
施設の区分所有を行い、函館市が産学官交流プラザを管理運営

○阿南工業高等専門学校(66頁参照)

用 途：産学連携施設

構造・階数：RC造、地上1階

延床面積：約210㎡

整備手法：高専が所有する施設を阿南市に貸与し、阿南市が改修し運営

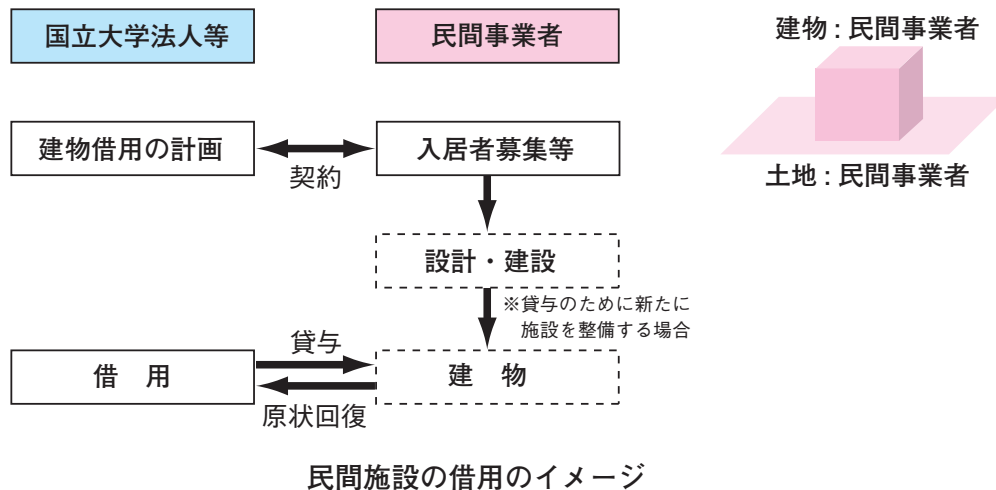
(3) 借用によるスペースの確保

- ・国立大学法人等の教育研究活動等から生じるスペース需要に対し、民間事業者や地方公共団体等から、利用可能な施設の借用を行う。

① 民間施設の借用

ア. 事業概要

- ・民間事業者等との賃借契約により、契約期間中、民間施設を使用する。
- ・民間事業者等が賃貸するために新規に建設した施設又は既存施設を一括借上げ、あるいは施設の一部を借用する。



民間施設の借用のイメージ

イ. 特徴、検討課題

● 特徴

- ・既存施設を借用する場合には、比較的短期、小規模のスペース需要に柔軟に対応が可能である。
- ・民間事業者等が国立大学法人等に賃貸するために新規に施設を建設する場合がある。この場合には、国立大学法人等において初期投資の負担を伴うことなく、事前の協議により建物仕様や管理運営について、国立大学法人等の要望に沿った施設の借用が可能となる場合がある。

● 検討課題

- ・借用スペースの利用目的に応じた財源確保が重要である。
- ・信用力のある民間事業者の選定が必要である。

ウ. 留意点

- ・施設の点検評価の結果を踏まえたスペースの再配分等の施設マネジメントによる学内スペースの有無について、事前に整理しておくことが重要である。
- ・スペース需要に見合う物件(立地条件、借用期間、費用等)の情報収集や選定が重要である。
- ・既存施設を借用する場合には、近郊の利用可能な施設についての調査を行い、建物仕様

や立地条件等と借料を勘案し、適切な物件を選定することが重要である。

- ・民間事業者等と協定を締結し、民間事業者等が自己の土地に新たに整備した施設を借用する場合には、民間事業者等の選定方法について検討を行うとともに、総事業費について、あらかじめ国立大学法人等が直接実施する場合との比較検討を行うことが重要である。
- ・入居時の改修・模様替えや退去時の現状回復費用の確保について検討することが重要である。
- ・民間施設の一括借上げを行う場合には、国立大学法人等が空室リスクを負うこととなるため、ニーズの把握を行うと共に、施設規模や契約期間について検討することが重要である。

<参考：先行事例>

○東京工業大学(67頁参照)

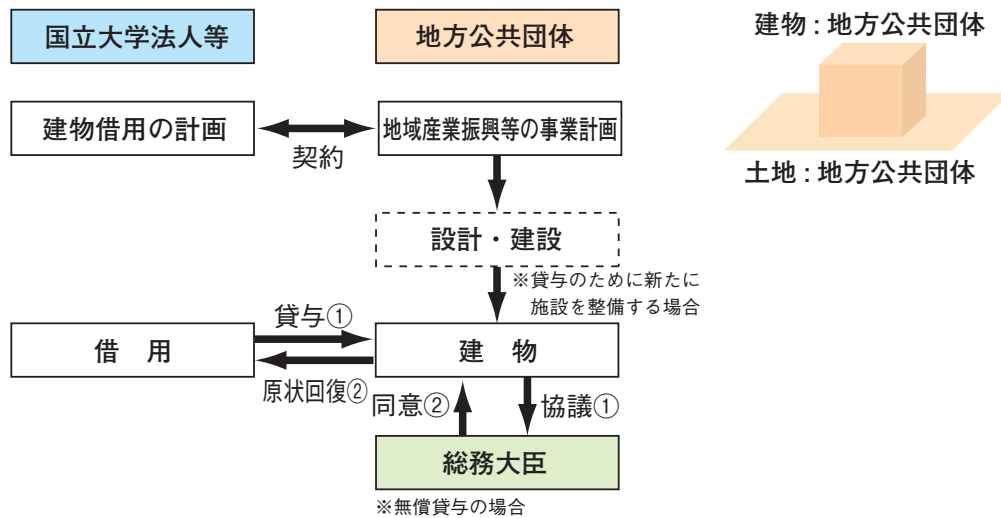
用 途：留学生宿舍(借用施設：民間アパート)

借用面積：1,990㎡

②地方公共団体の施設の借用

ア. 事業概要

- ・地域の産業振興等に資する研究開発等の用に供する土地・建物等を地方公共団体が国立大学法人等に対して貸与を実施する。



地方公共団体からの施設の借用のイメージ

イ. 特徴、検討課題

● 特徴

- ・事業資金の負担が少ない。
- ・文部科学大臣の認可を必要としない。
- ・地方公共団体が行う無償貸与については、総務大臣の同意が必要である。

● 検討課題

- ・新たに施設整備を行う建物を借用する場合には、国立大学法人等と地方公共団体との間で、事業に係る費用負担を事前に定めて置くことが重要である。

ウ. 留意点

(企画段階)

- ・入居時の改修・模様替えや退去時の現状回復の費用を確保することが重要である
- ・地方公共団体の要請に基づく事業の場合は、無償借用の可能性についても協議を行い、費用分担を明確にしておくことが重要である。
- ・教育研究活動に必要な機能やスペースがあるか、立地条件等に無理がないかなどについて検討を行うことが重要である。
- ・国立大学法人等と地方公共団体との協働により、公立学校の廃校施設等の活用を検討することも有効である。

<参考：先行事例>

○東京芸術大学(68頁参照)

用 途：教育施設

構造・階数：RC造 地上5階

延床面積：6,500㎡

整備手法：足立区が廃校校舎の改修及び増築を行い、当該大学が有償借用。